

雷鳥保育園 保護者会会則

平成 29 年 12 月 16 日改正

雷鳥保育園 保護者会 会則

(前文)この保護者会会則は、会員相互の親睦と教養を高めるとともに園児が健康で明るい生活ができるように、会則諸規則を作り、会の運営を図ることを目指すものである。

第1条 名称および事務所

この保護者会は、雷鳥保育園保護者会（以下「本会」という）と称し事務所を雷鳥保育園に置く。

第2条 組織

本会は、雷鳥保育園に在籍する園児の保護者をもって組織する。

第3条 目的

本会は会員相互の親睦と教養を高めると共に、保育園と協力して園児の健全な成長を図ることを目的とする。

第4条 事業

本会は第3条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 保育園の各行事への協力。
- (2) 会員相互の親睦を図り、教養を高める事業。
- (3) 保育園のより良い環境・設備の充実に関する援助および協力。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業。

第5条 役員

本会に次の役員をおく。

会長 1名、副会長 1名、会計 1名、幹事 6名（内2名は会計監査を兼ねる）

- (1) 会長は、会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は本会の会計事務の処理を行う。
- (4) 幹事は、副会長を補佐し担当業務を処理する。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査し総会で報告する。

第6条 顧問

本会の顧問として、雷鳥保育園園長 を任命する。

第7条 役員を選出

役員は会員の互選により以下のように選出する。選出方法については、各組の協議によりその都度決定する。

- (1) すずらん組より 会長、会計、幹事 各1名
- (2) なでしこ組より 副会長、幹事 各1名
- (3) りんどう組より 幹事2名（内1名は会計監査を兼ねる）
- (4) もも組より 幹事1名（会計監査を兼ねる）
- (5) かたくり組より 幹事1名

第8条 免除規定

役員免除について以下のように定める。

- (1) 役員への就任は、園児一人につき原則1回とする。
- (2) 会長、副会長、会計（以下「三役」という）に就任した者については、すべての兄弟姉妹につき永年免除とする。ただし、立候補者はこの限りでない。
- (3) 役員選出の際、役員未経験者の人数が足りない場合は、以下の順で免除を解除し、役員が選出されるようにする。
 - イ) 2年度以前の幹事経験者
 - ロ) 5年度以前の三役経験者
 - ハ) 4年度以前の三役経験者
 - ニ) 3年度以前の三役経験者

第9条 役員任期

役員任期は1年とする。

役員欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残留期間とする。

第10条 役員改選および時期

役員は、前年度の年度末の総会を持って選出する。

第11条 会計

本会の経費は次の収入をもって充てる。

会費、寄付金、その他の収入。

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了とする。

第12条 会議

本会の会議は役員会および総会とする。

第13条 役員会

役員会は会長、副会長、会計、幹事をもって構成する。必要に応じ会長が招集し、本会事業を執行するための以下の各種討議・活動を行う。

- (1) 総会に関する事項。
- (2) 本会の事業に関する事項。
- (3) 会長および役員が必要と認めたその他の事項。

第14条 総会

定期総会は年に2回（4月と12月）開催し、以下の事項の議決を行う。

- (1) 事業計画および事業報告に関する事項。
- (2) 予算書および決算書に関する事項。
- (3) 会長および役員が必要と認めた事項。
- (4) その他必要事項。

臨時総会は、役員会の承認を得て、会長が召集する。ただし、会員の3分の1以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第15条 議決

総会は会員の過半数の出席（委任状も含む）で成立し、会議の決定は出席者の過半数で議決する。

第16条 支出規定

本会経費より慶弔見舞金を支給することができる。

支出規定は「雷鳥保育園 慶弔規定」に定める。

第17条 会則の改定

この会則は定期総会および臨時総会において改正できるものとする。

第18条 細則

- (1) 会費については、1ヶ月300円とする。ただし1世帯2人以上の園児が在籍する場合は、2人目から150円とする。
- (2) 会費は年間分を第1回定期総会から1週間以内に徴収する。
- (3) 年度途中に入会する場合は、入会した月から会費を徴収する。
- (4) 年度途中で退会する場合は、退会する月まで会費を徴収し、残りは返金する。

第 19 条 附則

この会則は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

平成 3 年 4 月 2 日 細則改正

平成 7 年 3 月 19 日 一部改正

平成 21 年 4 月 1 日 一部改正

平成 23 年 2 月 5 日 改正

平成 24 年 4 月 2 日 第 6 条改正

平成 29 年 12 月 16 日 改正

別表

雷鳥保育園 慶弔規定

1. 本会の慶弔に関わる給付の種類と金額は下記第1表のとおりとする。
2. 会長は、特に必要と認めるときは、第1表とは別に適切な措置をとることができる。
その場合、役員会で暫定承認を受け、総会で事後報告および承認を得ることとする。
3. この規定を変更するときには、保護者総会において承認されなければならない。

第1表

区分	在園児	保護者	職員	備考
結婚祝			5,000円	
葬祭費	10,000円	10,000円	10,000円	弔電、生花等は贈らず、必要に応じ会長が焼香に出向く。
入院見舞	3,000円		3,000円	3週間以上の入院に限る
退職記念品			勤続年数 ×1,000円	上限5,000円程度
災害見舞				会長が提案し、役員会および総会で承認。

附則

昭和56年4月1日より適応する。

平成7年3月19日 一部改正

平成17年2月11日 一部改正

平成23年2月5日 改正